

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

なまはげの里「男鹿半島」地域再生プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

男鹿市

3 地域再生計画の区域

男鹿市の全域

4 地域再生計画の目標

秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占める男鹿市は、平成17年3月、旧男鹿市と旧若美町の合併により誕生した新市である。

本地域は国定公園に指定され、奇岩怪石の断崖と穏やかな砂浜が連なる海岸線、なだらかな稜線と芝生に覆われた山肌の緑が美しい山、水辺に広がる田園風景など、特徴的で変化に富んだ自然が多く、海岸美と緑に囲まれた美しい地域である。

また、大晦日の行事として全国的に知られている「なまはげ」や「赤神神社五社堂」、「脇本城跡」など、国指定の重要文化財に代表される貴重な伝統・文化が息づく地域である。

本市は、この豊かな自然や伝統行事・史跡などの文化財を活かした観光資源、稲作を中心としながら露地メロンや和なし、葉たばこなどを生産する農業、良好な漁場を多く有する水産業などの主要産業のほか、さまざまな産業資源に恵まれており、それぞれの特色を活かした産業の振興を図っている。

しかしながら、少子高齢化、人口減少等の社会構造の変化、景気の低迷等による地域産業経済活動の停滞が続き、観光産業においては旅行形態の変化や通過型観光による宿泊客の落ち込み、農林水産業においては後継者不足や従事者の高齢化、港湾・建設業においては公共事業の減少等による生産高の落ち込みが続いている。さらには地理的条件の不利等により企業誘致も進まず、既存事業所の廃止傾向も続いており、今後も雇用の受皿としての増大は望めない状況に加え、若者の人口流出にも歯止めがかからない現状にある。

年齢別人口推移（単位：人）

	H 1 2	H 1 7	増減率
年少人口	4,337	3,531	△18.6%
生産年齢人口	23,749	21,264	△10.5%
老年人口	10,004	10,842	8.4%
計	38,130	35,637	△6.5%

（国勢調査）

産業別就業人口の推移（単位：人）

	H 1 2	H 1 7	増減率
第1次産業	2,574	2,427	△5.7%
第2次産業	5,179	4,076	△21.3%
第3次産業	9,899	9,592	△3.1%
計	17,656	16,095	△8.8%

（国勢調査）

製造業事業所数、従業者数及び製品出荷額（単位：箇所、人、万円）

	H 1 4	H 1 6	増減率
事業所数	45	47	4.4%
従業者数	866	1,126	23.1%
製造品出荷額等	824,893	1,281,398	35.6%

（工業統計調査）

観光客数の状況

（単位：千人）

年	H 1 7	H 1 8	H 1 9
観光客数	2,229	2,335	2,542

（秋田県観光統計）

このような地域の特性・課題を踏まえ、男鹿市総合計画では、新市の進むべき方向として、将来都市像を「自然・文化・食を大切に作る観光交流都市ーなまはげの心を全国へー」と定め、自然環境や伝統・文化など新市の魅力を存分に堪能できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることのできる農林水産業の振興を図るとともに、特色ある資源を活かした地場産業の活性化や新産業の創出など、新市がもつ可能性を最大限に発揮し全国に誇れる活力あふれる産業づくりを新しいまちづくりの基本目標の一つに掲げた。

本地域再生計画は、年間200万人を超える観光客をターゲットにした観光・農林水産分野における新たな事業展開を見出すため、地域に賦存する豊富な資源を活用した観光サービス、付加価値をつけた特産品の開発・販売促進、地元食材の提供や「なまはげ」行事などに代表される伝統文化等の情報発信、新しい観光志向に対応する独特の風土に育まれた農山漁村の生活文化の体験等、地域産業の観光産業化を推進して雇用の拡大を図ることを目標とし、これにより本市が目指す将来都市像「自然・文化・食を大切に作る観光交流都市」の実現を図っていくものである。

目標達成の指標

①雇用の拡大に関する指標

地域雇用創造推進事業において

- ・事業を利用する求職者等の就職件数及び創業者数の合計 100人

②観光交流都市の実現に関する指標

目標宿泊客数 225千人

(参考)

平成18年の宿泊客数 220千人 (平成17年より1.7%の減)

平成19年の宿泊客数 236千人 (秋田わか杉国体込み)

平成20年の宿泊者数 202千人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

男鹿市は、ここ数年観光客数が減少傾向にある。そのうち約9割が日帰り客となっており、滞在型観光への転換が求められている。現状の打開には、観光イベントの充実、温泉郷の整備、体験型観光や教育旅行の誘致など、誘客活動と受け入れ体制の強化により、滞在型観光を促進して宿泊観光客の増加に努める必要がある。

誘客活動の強化として、地場産品を利用した新商品の開発・ブランド化、体験型など魅力ある旅行商品の開発、教育旅行の誘致、農林水産業など関連産業との連携による観光資源の掘り起こしなどを実施する。また、それに関するセミナー、研修会等を開催し、人材育成にも取り組む。

受け入れ体制の強化として、提案力や営業力のある観光マイスターや観光ガイドの人材育成、国際観光を視野に入れた案内標識の設置や語学研修、地場産品を利用した食の提供、近隣地域とのネットワークの形成などに関するセミナー、研修会等を実施し、サービス向上と人材育成を図る。

その他、伝統文化の継承に関する講習会等を開催し、後継者の確保に努める。

上記の事業を実施し、地域の特色を活かした滞在型観光を構築し、地域活性化と雇用創造に結び付ける。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 「地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)」

男鹿地域雇用創造協議会において実施する事業

構成員 男鹿市、男鹿市商工会、男鹿市観光協会、秋田みなみ農業協同組合、
秋田県漁業協同組合北浦総括支所、秋田県漁業協同組合船川総括支所、
男鹿温泉協同組合、男鹿森林組合、船川金融懇談会

(1) 雇用拡大メニュー（事業主を対象）

ア 男鹿誘客促進支援事業

男鹿への観光誘客のための観光提案力の向上や情報発信力の向上を目指したセミナー・研修会等を、事業主を対象に体系的に実施し、雇用創造に繋げる。

イ 男鹿ブランド創造支援事業

新たな滞在型の観光需要に対応するため、男鹿の観光資源を取り込んだ新たなメニューの創造や事業拡大・強化等を支援するためのセミナーや研修を体系的に実施する。また、観光需要にマッチした商品動向や先進事例、男鹿ブランド構築のための手法や商品開発手法なども学べるセミナー等を実施し、雇用拡大に繋げる。

(2) 人材育成メニュー（地域求職者等を対象）

ア 男鹿誘客促進支援事業

観光誘客に直結する男鹿の魅力を盛り込んだ旅行商品造成のための営業ツールや地場商品売り込みのための営業ツール＝「男鹿観光営業マニュアル」作成を通して男鹿営業マイスターを育成する研修会等を実施し、雇用創造に繋げる。

イ 男鹿ブランド創造支援事業

観光客受け入れ時の魅力アップのための「男鹿観光ガイドマニュアル」作成を通して現地ツアーコンダクターを育成する研修会等を実施する。また、地元資源を活かした産品開発のセミナー、研修会等を実施し、雇用創造に繋げる。

(3) 就職促進メニュー

ア ジョブサポート事業

面接時における第一印象のイメージアップや、自己アピール力の強化を目的としたセミナー等を実施し、雇用創造に繋げる。

5-3-2 「支援措置によらない独自の取組」

(1) 男鹿温泉郷環境整備事業

観光宿泊拠点である男鹿温泉郷の魅力アップを図り滞在型観光を促進するため、男鹿温泉郷の周辺を整備する。現在までに多目的施設「五風」の建設、なまはげ立像の設置などを完了しており、今後も整備に努める。

(2) 観光拠点環境整備事業

再び訪れたい観光地とするため、公衆トイレの改築による水洗化や公園内の草刈り、清掃の徹底により、観光客の受け入れ環境を整備する。

(3) なまはげの里づくり事業

観光文化の拠点づくりの核として平成11年に建設した「なまはげ館」の魅力を一層充実させるため、展示内容の整備を図る。

(4) 観光案内機能施設整備事業

男鹿観光のイメージアップに繋がる案内サービスを一層充実させ、観光客を呼び込むため、男鹿総合観光案内所の周辺を整備する。

(5) 観光誘客宣伝事業

旅行準備のため観光情報収集が活発となる時期に、子供を含む家族連れが男鹿市を訪れてみたいくなるような気運を喚起するため、訴求効果の大きいテレビスポットコマーシャルを放送したり、地域芸能を組み込んだ旅行商品を旅行者に売り込み、企画、商品化を目指す。また、新聞・雑誌及びインターネットへの掲載などを実施する。

(6) 商工業振興事業（中小企業）

中小企業関係団体への支援や企業情報の収集のほか、中小企業で事業資金を必要とする者に対し融資斡旋を図り、企業の安定、業界の振興を図る。

(7) 物産振興事業

本地域において生産されている農林水産物等の加工品及び民芸品の見直しや、創意をこらした新商品の開発、販路の拡大、人材育成等、特産品として定着させることを目的とした事業を実施する。

6 計画期間

認定を受けた日から平成24年3月末まで(3年間)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

①男鹿地域雇用創出協議会において、アンケート調査等により雇用状況についての検証を行い、取組みに対する評価を行う。

②市が実施する観光客入込み調査のデータを検証し、取組みに対する評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし